

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第129号）（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市文化財建造物保存技術研修センターの利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため京都市文化財建造物保存技術研修センター条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 129 号

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例の一部を改正する条例

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

円	円
4,600	6,100
6,300	8,400
7,100	9,500
7,100	9,500
2,300	3,000
1,700	2,300
1,300	1,800

を

円	円
4,730	6,270
6,480	8,640
7,300	9,770
7,300	9,770
2,360	3,080
1,740	2,360
1,330	1,850

に

改め、同表備考2中「100円」を「10円」に改め、同備考3中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市文化財建造物保存技術研修センターの利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)